

人権コラム 心、豊かに

◆避難所での特別な配慮

平成29年九州北部豪雨で深刻な被害が出たことは記憶に新しく、現在、復旧・復興に向けた取組を日田市は進めているところです。また、昨年は大阪や北海道で発生した地震や西日本を中心とした広い範囲での豪雨など大規模な自然災害に見舞われました。近年続く災害によって避難所生活を余儀なくされる人が多くいます。避難所では高齢者や障がい者、妊婦や乳幼児、外国人など、避難を行う際に特別な配慮が必要な人、いわゆる「災害時要配慮者」と呼ばれる人たちと一緒に生活することになります。

災害時要配慮者は、避難所生活においても特別な配慮が必要になります。例えば、高齢者や障がい者、妊婦は、移動に負担や時間がかかってしまうため、トイレや出入口などへ移動しやすいよう居住スペースを確保したり、乳幼児がいる場合は、簡易的な授乳室を設置するなど対応が必要になります。また、日本語での意思疎通が困難な外国人は、避難所での情報がうまく伝わらないことがあります。外国人に情報を伝える際は、視覚的に理解しやすい案内表記の利用に加え、スマートフォンの翻訳アプリなどを活用して、コミュニケーションをとるなどの対応が求められます。

避難所生活では慣れない環境や、いつ元の生活に戻れるか分からないという不安からストレスを抱え込んでしまいがちです。不安な状況で周囲の人に気を遣うことは難しい場合もあるでしょう。しかし、災害という「非常事態」だからこそ日頃から培った人権感覚が生かされる場でもあるのです。

災害発生時は、避難所の運営スタッフやボランティアの支援が追いつかないこともあります。災害時要配慮者の「困りごと」に対して「誰かがすればいい」と考えるのではなく、避難所全体で周囲の人を思いやり、支え合っていくことが、不安な気持ちを少しでも和らげるとともに復旧・復興に向けた原動力を生み出すきっかけになるのではないのでしょうか。